



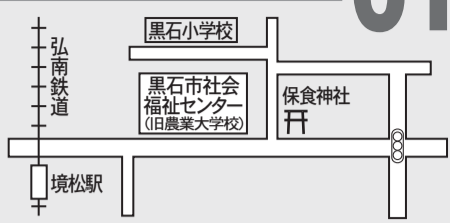
ふれあい

ホームページ <http://www.kuroishisyakyo.or.jp/>

■ ふれあいネットワーク〔社協だより〕

No. **61**

社会福祉法人
黒石市社会福祉協議会
 黒石市ボランティアセンター
 社会福祉センター“きずな”
 〒036-0389 黒石市境松1丁目1番1
 TEL 0172-52-2674 FAX 0172-53-2756
 mail: fureai@kuroishisyakyo.or.jp



あかいはね 共同募金



～じぶんの町をよくするしくみ～

10月1日から「あかいはね共同募金」が全国的に開始されます。

黒石市共同募金委員会では、昨年度5,333,953円のご寄付をお寄せいただきました。これに伴い平成26年度配分金3,230,000円が配分され、地域福祉活動に活用されます。今年度は5,590,000円を目指しています。社会福祉法に基づく計画募金のため1世帯【600円】をめやすにお願いしておりますが、共同募金の寄附については、協力する方の任意であることをご理解ください。

共同募金はじぶんの住む町の福祉を支える貴重な財源となりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

子育て支援活動推進
 ○相談サロン・研修会支援
 ○子育てサポーター養成

未来を担う子どもたちの豊かな心を育みます
 ○福祉の作文コンクール
 ○ボランティア推進校の指定による福祉教育推進

ボランティア育成事業
 ○体験講座の開催
 ○ボランティアの調整・派遣

黒石市民福祉大会
 ○福祉のまちづくりを一緒に考えるために

自立支援ネットワーク
 ○要介護世帯を見守り支援するネットワークづくり

社協だより「ふれあい」
 ○福祉の情報発信【年3回】

災害見舞金
 ○火事・災害等で被害を受けた世帯に

住民参加型の地域福祉活動の推進
 ○昼食会・サロン・懇親会に
 ○世代間交流推進
 ○ほのぼの交流事業の推進

愛ちゃん と 希望くん

黒石市社会福祉協議会が管理運営する 事業所のご案内

老人福祉センター

北美町1丁目65-1
TEL 53-3961

- 入浴 ・市内在住60歳以上で介助を必要としない方
・毎週月・金曜日(祝日の時はその週水曜日)
・午前9時30分～12時 午後1時～4時
・利用料金:1回100円

○機能回復訓練室

マッサージチェアやエアロバイクなどがあります。

○図書室

本の貸し出しをしています。

○その他

教養講座(60歳以上対象)、介護予防支援講座(65歳以上対象)では様々な講座を開催しています。

※詳しくは老人福祉センターまでお問い合わせください。

◆老人福祉センターの開館時間は、平日午前9時～午後4時です◆



天使の森

境松一丁目1番1
TEL 52-3608

<児童ディサービスセンター 天使の森の利用方法>

サービス受給者証作成

居住地の福祉事務所・役場福祉課等でサービス受給者証を申請します。
※すでにお持ちの方は手続き不要です。



申請受理

福祉事務所からサービス受給者証が発行されます。(黒石市と契約します。)

支援利用計画書作成

相談支援事業所を訪問し『支援利用計画書』を作成してもらいます。
※事前の面接予約が必要です。

サービス利用開始

※黒石市以外の地区の場合
居住地の市役所、役場より『サービス受給者証』が交付された場合、黒石市役所(福祉事務所)で契約を行います。
※活動について
毎月、社会活動及び地域交流活動を実施しています。

児童館・児童センター・放課後児童クラブ



児童館・児童センター・放課後児童クラブ(りんごクラブ)を利用するには、事前に申し込みが必要です。利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。(黒石社協所管施設のみ)



名称	電話	住所
東児童センター	52-3275	東町54-4
北地区児童センター	53-3403	小屋敷71-4
西部児童館	52-3385	境松一丁目1番1(社会福祉センター1階)
上十川児童館	52-8414	上十川字留岡1の15
山形りんごクラブ	54-2007	温湯派15の1(山形公民館内)
牡丹平りんごクラブ	53-4015	牡丹平諏訪野平6(牡丹平公民館内)
追子野木りんごクラブ	55-8746	追子野木1の92(追子野木友遊館)
六郷りんごクラブ	55-8902	赤坂野崎1(六宝館内)

利用にあたって

- ・スポーツ安全保険の加入 : 保険料【800円/年間】※1年更新です。補償期間は加入翌日より翌年3月31日まで
- ・母親クラブへの加入 : 年会費は各地区母親クラブによって異なります。

まごころ福祉センター

内町31番地19
TEL 52-2411

住み慣れた我が家で過ごすお手伝い

○介護保険事業の実施

まごころ福祉センターでは、可能な限り自立した生活を送れるよう入浴や調理、掃除などの日常生活に必要なサービスを行っております。

○市委託事業の実施

市内に居住する高齢者とその家族に対し、総合相談支援や高齢者福祉事業の申請代行など、公的福祉事業が円滑に行われるよう支援・協力しています。



せせらぎの園

田舎館村堂野前字前川原212番地8
TEL 58-3527

<せせらぎの園利用方法>

※施設見学もできます。詳しくはせせらぎの園まで。

①受給者証の申請
市町村の障害福祉担当窓口や相談支援事業者へ相談、申請します。

②受給者証交付
市町村役場からサービスの支給量等が決定されると、受給者証が交付されます。

③サービス利用計画作成
決定した内容に基づき、相談支援事業所が作成します。

④サービス利用開始
当施設と契約を結びます。

